

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における附属機関及び懇談会等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより本市が設置する調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 構成員の全員が本市職員及び関係行政機関の職員で組織され、報酬の支払いがないもの
- (2) 国、地方公共団体又は関係機関等の団体に構成され、当該構成員の会費により運営されているもので、本市の機関に事務局が置かれているもの

2 この要綱において「懇談会等」とは、市政に関し、市民、関係行政機関、関係機関、学識経験者等から意見を聴取するため、本市が開催する会合であって、組織体としての意思決定を行わないものをいう。

(附属機関の設置の基準)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、他の行政手段又は既に設置している附属機関ではその目的を達成することができないものについて、目的並びに委員の数、選任区分及び任期を定め、設置するものとする。

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を定めるものとする。

(附属機関の委員)

第4条 附属機関の委員の定数は、15人以内とする。ただし、当該定数が法律に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 附属機関には、通常の委員のほか、必要に応じて次に掲げる委員を置くことができることとする。

- (1) 臨時委員
- (2) 特別委員
- (3) 専門委員

3 臨時委員は、特別の事項を調査審議するために臨時の必要に応じて置かれる委員であって、当該特別の事項に関する当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有する者とする。

4 特別委員は、特別の事項を調査審議するために臨時の必要に応じて置かれる委員であって、当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有しない者とする。

5 専門委員は、専門の事項を調査するために置かれる補助的委員であって、当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有しない者とする。

6 臨時委員、特別委員及び専門委員は、属する附属機関の組織及び運営に関する規則の定めるところにより、特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議の開催に当たっては、効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議は、原則として公開とすること。
- (2) 会議は、必要とする最少限度において開催すること。
- (3) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。
- (4) 会議記録等は、審議経過等が明確となるよう作成すること。
- (5) 会議の開催に当たっては、必要に応じて、土曜日、日曜日又は休日、平日の夜間その他委員の出席又は市民の傍聴が容易な日程を検討する等、様々な社会活動をしている市民が広く参画の機会を持てるような措置を講じること。

(附属機関の見直し)

第6条 既に設置している附属機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、これを廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。ただし、法律により設置が義務付けられている附属機関にあつては、この限りでない。

- (1) 目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの

- (3) 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- (4) 他の附属機関と目的、所掌事務又は委員の構成が類似し、又は重複しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政の総合性及び効率性の確保のため、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいもの

2 前項の規定にかかわらず、委員の改選期等には、当該機関の廃止若しくは統合又は委員の定数の見直しを検討するものとする。

(附属機関の設置等の調整)

第7条 附属機関を所管する課等の長は、当該附属機関を設置し、廃止し、又は他の附属機関と統合しようとする場合には、あらかじめ、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に協議しなければならない。

2 附属機関を所管する課等の長は、附属機関を設置しようとする場合には、委員の報酬の額について、あらかじめ、企画部職員課長（以下「職員課長」という。）に協議しなければならない。

(委員選任の基準)

第8条 附属機関の委員の選任に当たっては、幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層の中から適任者を選任するようにすること。
- (2) 団体に所属する者の中から委員を選任する場合は、当該団体内の適任者の推薦を得る等当該団体の長のみの選任とならないようにすること。
- (3) 附属機関の委員となる者の年齢は、原則として、新たに任命する場合にあっては70歳未満、再任する場合にあっては75歳未満とすること。
- (4) 市民の市政への積極的な参加を推進するとともに、市民感覚に根ざした意見を聴取し、政策方針決定過程をより充実させるため、附属機関の委員は、審議会等の委員その他の構成員の公募に関する要綱（平成15年3月31日制定）に基づき、その一部を公募により選任するものとする。
- (5) 女性の参画については、審議会等への女性参画推進の指針（平成29年小田原市通達第1号）に定めるところにより行うこと。
- (6) 原則として、本市の職員を選任しないこと。ただし、法令等に定めがあるなど、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 原則として、本市を定年退職した者を選任しないこと。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し専門的な知識を有する場合その他特別な事情があると認められる場合又は第4号の規定に基づき公募により選出された場合は、この限りでない。
- (8) 本市議会議員を選任しないこと。ただし、法令等に定めがあるなど、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (9) 審査を目的とする附属機関においては、審査対象者及びその関係者を選任しないこと。ただし、法令等に定めがあるなど、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (10) 委員の在任期間は、原則として10年を超えないこと。

(委員の重複選任の制限)

第9条 同一人を同時期に複数の附属機関の委員に選任する場合は、原則として4機関までとする。

(委員選任の調整)

第10条 附属機関を所管する課等の長は、当該附属機関の委員を選任しようとする場合には、委員の重複選任を防止するため、あらかじめ、総務課長に協議しなければならない。

(懇談会等の基準)

第11条 懇談会等は、他の行政手段又は既に設置している附属機関若しくは既に開催している懇談会等ではその目的を達成することができないものについて、必要に応じて目的及び開催期間等を定め、開催するものとする。

(懇談会等の運営)

第12条 懇談会等は、次に定めるところにより運営するものとする。

- (1) 組織体としての意思決定をしないこと。
- (2) 代表者を置かないこと。
- (3) 懇談会等の構成員は、附属機関の委員の選任に係る規定を参考に選出すること。

- (4) 懇談会等は、原則として「懇談会」の名称を用いることとし、「審議会」、「協議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」等の附属機関と混同する名称を用いないこと。
- (5) 懇談会等の目的等を定める場合は、原則として「市民（専門家）の意見を聴取する」等の表現を用い、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」、「建議する」等の附属機関と混同する表現を用いないこと。
- (6) 構成員に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費とすることとし、金額については、あらかじめ職員課長と協議すること。

(懇談会等の会議)

第13条 懇談会等の会議の招集は、市長等が行う。

2 懇談会等の会議の進行は、原則として当該懇談会等を所管する部署の職員が行う。ただし、必要に応じて、懇談会等の構成員の中から会議の進行役を選出し、当該選出された構成員が行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、懇談会等の会議の開催に当たっては、第5条の規定に準ずるものとする。

(懇談会等の見直し)

第14条 懇談会等の見直しについては、第6条の規定に準ずるものとする。

(懇談会等の開催等の調整)

第15条 懇談会等を所管する課等の長は、当該懇談会等を開催し、廃止し、又は他の懇談会等と統合しようとする場合には、あらかじめ、総務課長に協議しなければならない。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。